浜田市告示第144号

浜田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年浜田市規則第239号）第3条の規定により告示した、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続を廃止するので、次のとおり告示します。

令和8年10月30日

浜田市長　三　浦　大　紀

1　廃止する手続

国民健康保険被保険者証（高齢者受給者証）再交付申請

2　告示の改正

浜田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則第3条の規定による告示（令和5年浜田市告示第117号）の一部を次のように改正する。

第51項を次のように改める。

51　削除